

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年 2 月26日
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 泰彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【電話番号】	03 - 5524 - 8161
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	しんきん J P X 日経 4 0 0 オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

しんきんＪＰＸ日経４００オープン（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。（以下「受益権」といいます。）

委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行(売出)価額の総額】

2,000億円を上限とします。

（４）【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

< コールセンター > 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

< ホームページ > <https://www.skam.co.jp>

（５）【申込手数料】

申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に1.1%（税抜1.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（購入金額とは「買付申込日の基準価額×申込口数」をいいます。）

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

< コールセンター > 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

< ホームページ > <https://www.skam.co.jp>

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

取得申込者は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って契約を締結します。

（７）【申込期間】

2021年2月27日から2021年9月3日まで

（申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みに係る取扱い等は、販売会社が行っています。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ <https://www.skam.co.jp>

コールセンター 0120-781812（携帯電話・PHSからは 03-5524-8181）

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

（12）【その他】

取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法でお申し込みください。

各営業日の午後3時までに受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生したとき、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、申込手数料は掛かりません。）取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合、上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

投資信託振替制度について

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

J P X日経インデックス400の動きに連動する投資成果の獲得を目標とし、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1）商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式 債 券	インデックス型
追加型投信	海 外	不動産投信 その他資産 ()	特殊型
	内 外	資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回			日経 2 2 5
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月) 年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド	T O P I X
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々		ファンド・オブ・ファンズ	その他 (J P X日経イン デックス400)
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

- 「追加型投信」...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「国内」...目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」という。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- 「インデックス型」...目論見書等において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

< 属性区分の定義 >

- 「その他資産（投資信託証券（株式））」...目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として株式に投資する旨の記載があるもの
- 「年1回」...目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- 「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの
- 「その他（J P X日経インデックス400）」...目論見書等において、J P X日経インデックス400に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（ https://www.toushin.or.jp ）をご参照ください。
--

ファンドの特色

JPX日経インデックス400（略称：JPX日経400）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

例えば、株価指数が5%上昇した場合には、基準価額がおおむね5%上昇し、株価指数が5%下落した場合には、基準価額がおおむね5%下落するような運用成果を目指します。

※しんきんJPX日経400オープンは、JPX日経インデックス400に連動する運用を目指すしんきんJPX日経400マザーファンドに投資を行う「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

※しんきんJPX日経400オープンは、JPX日経インデックス400に連動する運用を目指しますが、必ずしも完全に連動する投資成果を保証するものではありません。

特色1 主としてJPX日経インデックス400に採用されているわが国の金融商品取引所に上場している株式（上場予定株式を含みます。）に投資を行います。

※JPX日経インデックス400の採用予定銘柄にあらかじめ投資する場合があります。

特色2 少ない資金で日本の投資魅力の高い会社の株式に分散投資したのと同じような投資成果が期待できます。

東京証券取引所（市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ）に上場する銘柄から「投資者にとって投資魅力の高い会社」として採用されたJPX日経インデックス400の構成銘柄に投資を行います。

※信託財産の規模や流動性等によっては、すべての構成銘柄に投資しない場合があります。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ JPX日経インデックス400とは…

日本取引所グループ、東京証券取引所および日本経済新聞社が共同開発した株価指数です。東京証券取引所上場銘柄の中から適格基準と市場流動性の観点から候補銘柄を選定し、ROE※、営業利益、時価総額の3つの指標による定量的な評価と、独立した社外取締役の選任や決算情報の英文開示など定性的な評価を勘案して採用銘柄（400銘柄）が決定されます。

※ ROEとは、Return On Equityの略で「株主資本利益率」のことです。企業の当期純利益を自己資本（株主資本）で除した比率で、自己資本からどれだけの利益を生み出したのかという企業の収益性を表す指標の一つです。

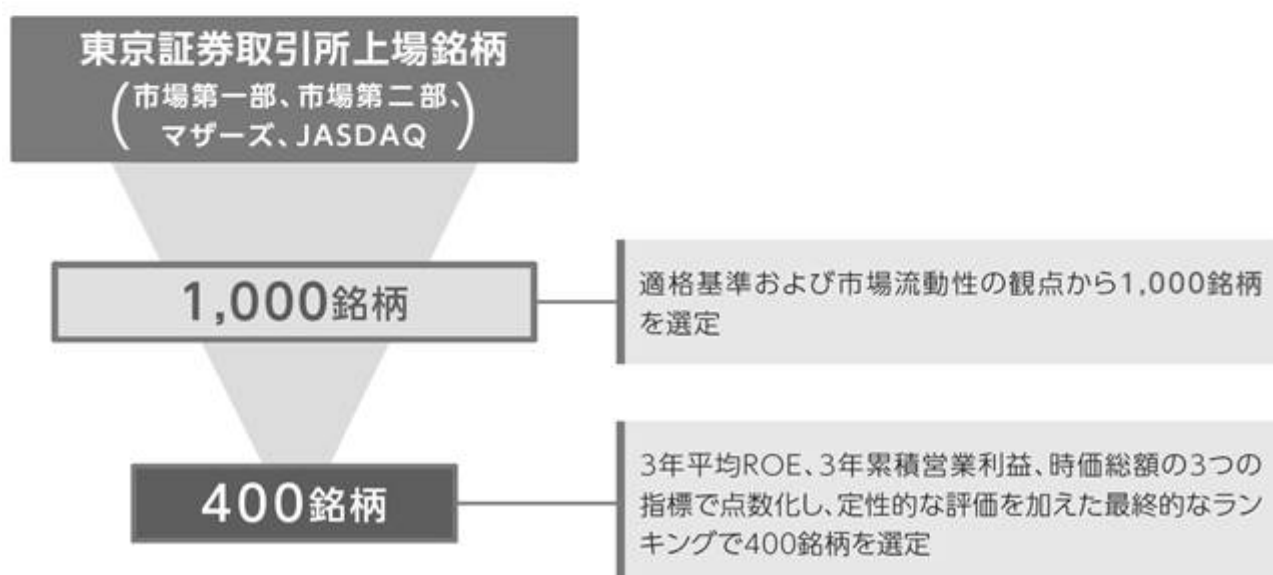
指数概要

指数名称	JPX日経インデックス400（略称：JPX日経400）
構成銘柄数	400銘柄※
対象銘柄	東京証券取引所上場銘柄 （市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ）
算出開始日	2014年1月6日
起算日・基準値	2013年8月30日・10,000ポイント
銘柄入替え	毎年1回8月末に定期見直しを実施

出所：東京証券取引所、日本経済新聞社の資料をもとに、しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

※通常は400銘柄が採用されていますが、経営再編や経営破たんなどによって400銘柄未満となる場合があります。

銘柄選定プロセス



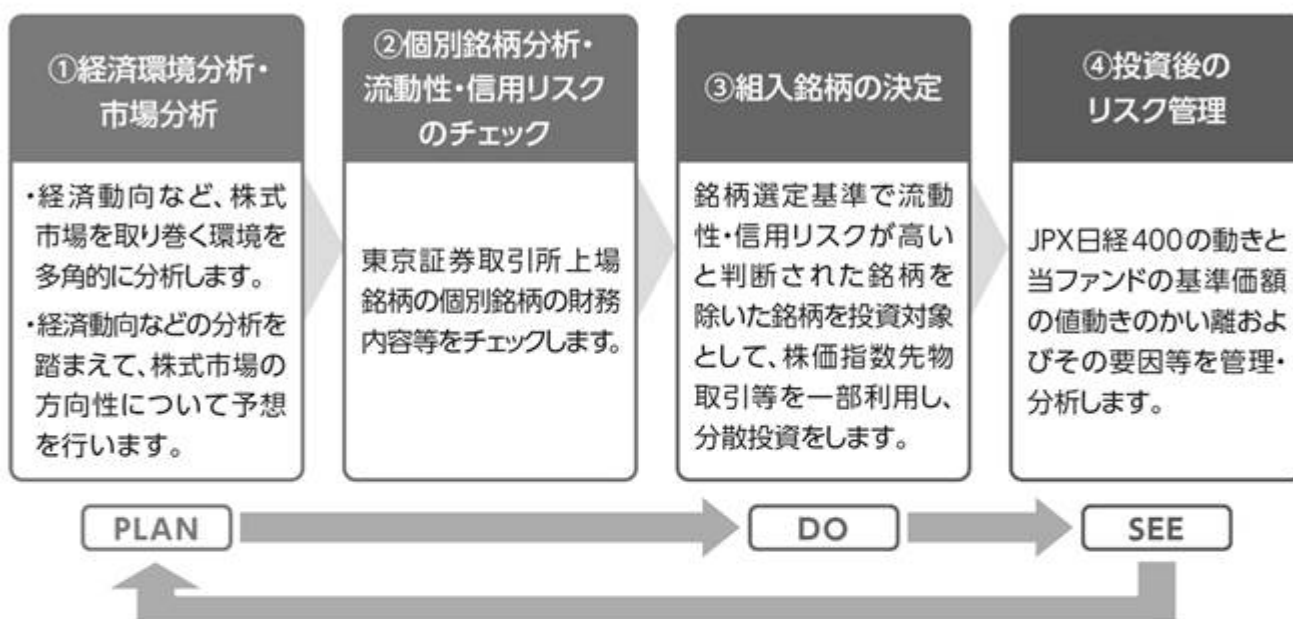
出所：東京証券取引所、日本経済新聞社の資料をもとに、しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

※上記はJPX日経インデックス400の銘柄選定プロセスをすべて記載したものではありません。

■ 投資戦略

- わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を実質的な主要投資対象とします。運用の効率化およびJPX日経インデックス400への連動を図るため、株価指数先物取引等を活用する場合があります。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

投資プロセス



※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ ベンチマークについて

しんきんJPX日経400オープンは、JPX日経インデックス400をベンチマークとし、これに連動する運用を目指します。

（ベンチマークとは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標のことです。）

「JPX日経インデックス400」について

「JPX日経インデックス400」は、株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京証券取引所（以下総称して「JPXグループ」という。）ならびに株式会社日本経済新聞社（以下「日経」という。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、「JPXグループ」および「日経」は、「JPX日経インデックス400」自体および「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「JPXグループ」および「日経」は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。本商品は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、「JPXグループ」および「日経」は、その運用および本商品の取引に関して、一切の責任を負いません。

■ 収益分配について

年1回の決算時（6月5日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

収益分配金のお支払いのイメージ



※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

■ 収益分配金に関する留意事項

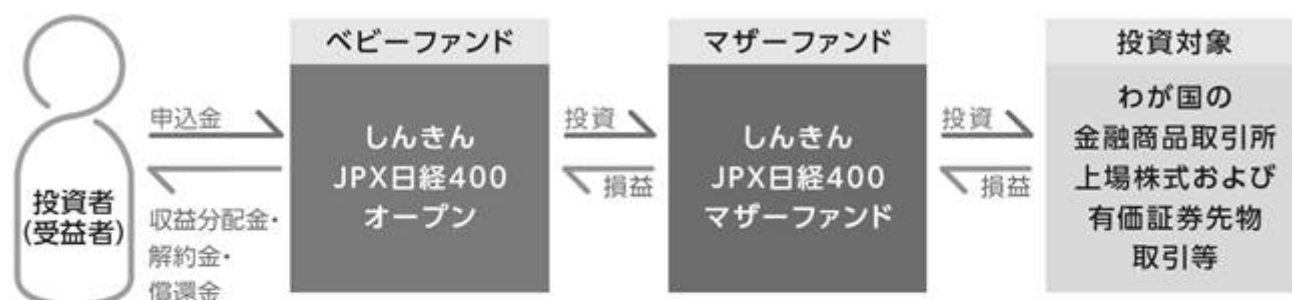
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきんJPX日経400オープン（ベビーファンド）にまとめられ、しんきんJPX日経400マザーファンド（マザーファンド）に投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用（信託報酬）等のコストは掛かりません。

※しんきんJPX日経400オープン（ベビーファンド）は直接、わが国の金融商品取引所上場株式に投資することがあります。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

信託金の限度額

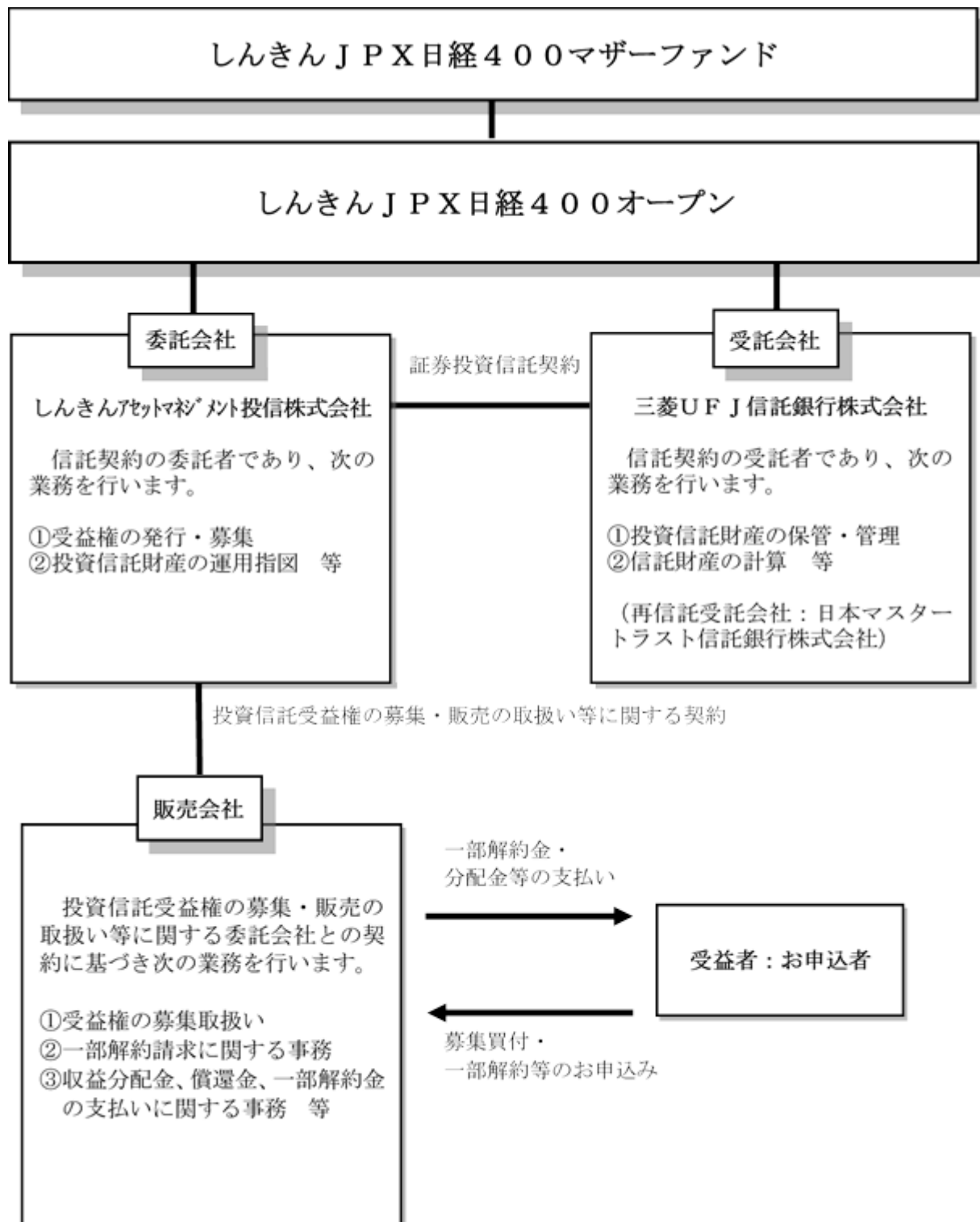
- ・ 2,000億円を限度額として信託金を追加できます。
- ・ 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2014年 6 月 6 日信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



< 委託会社の概況 > (本書提出日現在)

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号

資本金の額

200百万円

会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年 3 月	投資顧問業の登録
1992年 3 月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年 9 月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年 8 月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資対象

親投資信託である「しんきん」JPX日経400マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、JPX日経インデックス400の動きに連動する投資成果の獲得を目標とし、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

- 1) 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、JPX日経インデックス400の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3) 運用の効率化およびJPX日経インデックス400への連動を図るため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨ならびに金利に係る先物取引およびオプション取引、および外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 4) 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として、投資信託財産の総額の50%以下とします。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

- 1) 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券

b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

c. 約束手形

d. 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「しんきん」PX日経400マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 18) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 19) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 21) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、１）の証券または証書ならびに12）、17）および18）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券ならびに12）、17）および第18号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）および14）の証券ならびに17）の証券または証書のうち13）および14）の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

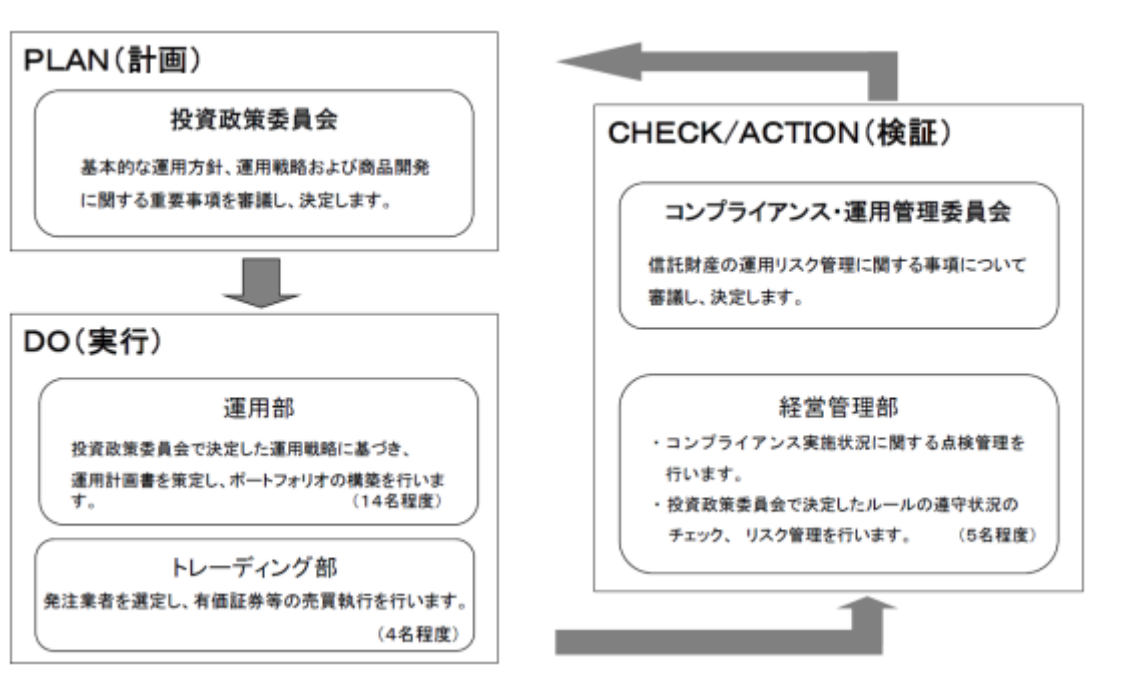
委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

- １）預金
- ２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３）コール・ローン
- ４）手形割引市場において売買される手形
- ５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６）外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 の１）から６）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



投資プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回の決算日（毎年６月５日、ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

留保益は、投資信託約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

「しんきん」ＰＸ日経４００オープン」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して以下のとおり一定の制限および限度を定めています。

株式への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。

上場投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

信用取引の指図範囲

- １）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をできるものとします。
- ２）前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - ａ．投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ｂ．株式分割により取得する株券
 - ｃ．有償増資により取得する株券
 - ｄ．売出しにより取得する株券
 - ｅ．投資信託財産に属する転換社債型新株予約権付社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能な株券
 - ｆ．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- １）委託会社は、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

- 2) 委託会社は、我が国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。
- 2) 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 上記1)の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - b. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
 - c. 借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- 3) 1)の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、我が国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

法令に基づく投資制限

1) 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2) デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）「しんきん」JPX日経400マザーファンド」の概要

（1）投資方針

投資対象

我が国の金融商品取引所に上場している株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として我が国の金融商品取引所に上場している株式に投資し、JPX日経インデックス400の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3) 運用の効率化およびJPX日経インデックス400への連動を図るため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨ならびに金利に係る先物取引およびオプション取引および外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 4) 株式以外の資産への投資割合は、原則として、投資信託財産の総額の50%以下とします。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）投資対象

投資の対象とする資産

- 1) 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a．有価証券

b．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りま。

c．約束手形

d．金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証券

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。

17) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

18) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって17)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

21) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1)の証券または証書ならびに12)、17)および18)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)、17)および18)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券ならびに17)の証券または証書のうち13)および14)の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

上場投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3【投資リスク】

「しんきん」P X日経400オープン」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

（1）基準価額の変動要因

価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して、短期的・長期的に大きく変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により有価証券を希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

（３）リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

投資リスクに対する管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および
基準価額（分配金再投資後）の推移当ファンドと代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。

※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2016年1月から2020年12月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバースィファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に1.1%（税抜1.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（購入金額とは「買付申込日の基準価額×申込口数」をいいます。）

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。申込手数料は、販売会社にご確認ください。また委託会社においてもご照会いただけます。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>

（２）【換金(解約)手数料】

換金（解約）手数料および信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率0.66%（税抜0.6%）

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

運用管理費用 （信託報酬）

支払先	配分（税抜）および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、 年率0.25%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、 年率0.30%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、 年率0.05%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（注）「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

委託会社が受け取る信託報酬には、ファンド監査の費用が含まれます。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし投資信託財産から支払われます。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は、投資信託財産から支払われます。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- １）受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ２）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ３）同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

１）個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用になれます。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2）法人の受益者に対する課税

収益分配時 ならびに 換金時および 償還時の差益 に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。
---	--

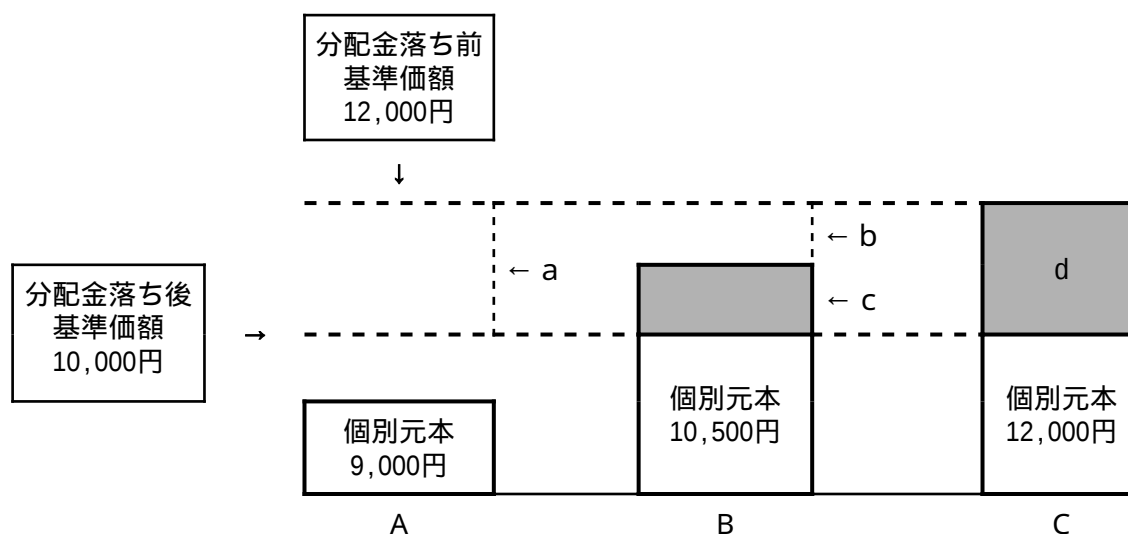
外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万口当たり12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(500円) = 10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円) = 10,000円となります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

以下は2020年12月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

【しんきんＪＰＸ日経４００オープン】

(１)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,639,254,453	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	69,453	0.00
合計(純資産総額)		3,639,323,906	100.00

(２)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	しんきんＪＰＸ日経４００マ ザーファンド	2,191,925,829	1.4612	3,202,842,022	1.6603	3,639,254,453	100.00

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2015年 6月 5日）	1,850,297,472	1,875,371,724	13,283	13,463
第2計算期間末（2016年 6月 6日）	3,255,781,166	3,255,781,166	10,724	10,724
第3計算期間末（2017年 6月 5日）	3,260,400,217	3,319,076,744	12,780	13,010
第4計算期間末（2018年 6月 5日）	4,568,824,725	4,640,877,430	13,950	14,170
第5計算期間末（2019年 6月 5日）	6,190,287,698	6,190,287,698	12,302	12,302
第6計算期間末（2020年 6月 5日）	4,358,059,380	4,451,083,460	13,118	13,398
2019年12月末日	4,282,039,327	—	14,028	—
2020年 1月末日	4,145,995,390	—	13,760	—
2月末日	3,836,451,211	—	12,387	—
3月末日	3,878,802,891	—	11,615	—
4月末日	4,052,732,867	—	12,112	—
5月末日	4,402,933,036	—	12,978	—
6月末日	4,275,931,099	—	12,691	—
7月末日	4,008,771,003	—	12,188	—
8月末日	4,161,095,295	—	13,182	—
9月末日	4,075,951,157	—	13,288	—
10月末日	4,093,287,480	—	12,909	—
11月末日	3,733,699,949	—	14,483	—
12月末日	3,639,323,906	—	14,856	—

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	2014年 6月 6日～2015年 6月 5日	180
第2期	2015年 6月 6日～2016年 6月 6日	0
第3期	2016年 6月 7日～2017年 6月 5日	230
第4期	2017年 6月 6日～2018年 6月 5日	220
第5期	2018年 6月 6日～2019年 6月 5日	0
第6期	2019年 6月 6日～2020年 6月 5日	280

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2014年 6月 6日～2015年 6月 5日	34.63
第2期	2015年 6月 6日～2016年 6月 6日	19.27
第3期	2016年 6月 7日～2017年 6月 5日	21.32
第4期	2017年 6月 6日～2018年 6月 5日	10.88
第5期	2018年 6月 6日～2019年 6月 5日	11.81
第6期	2019年 6月 6日～2020年 6月 5日	8.91
第7期（中間）	2020年 6月 6日～2020年12月 5日	11.71

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2014年 6月 6日～2015年 6月 5日	2,195,007,923	801,993,881
第2期	2015年 6月 6日～2016年 6月 6日	2,474,031,785	831,167,072
第3期	2016年 6月 7日～2017年 6月 5日	1,562,013,357	2,046,738,731
第4期	2017年 6月 6日～2018年 6月 5日	2,508,555,370	1,784,585,765
第5期	2018年 6月 6日～2019年 6月 5日	2,705,038,413	948,088,403
第6期	2019年 6月 6日～2020年 6月 5日	1,474,124,808	3,183,909,229
第7期（中間）	2020年 6月 6日～2020年12月 5日	648,113,344	1,430,170,638

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

しんきんＪＰＸ日経４００マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	3,555,866,040	97.71
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	83,409,020	2.29
合計(純資産総額)		3,639,275,060	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	72,180,000	1.98

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	株式	ソニー	電気機器	6,000	7,299.49	43,796,940	10,285.00	61,710,000	1.70
2	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	7,500	5,292.91	39,696,825	8,058.00	60,435,000	1.66
3	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	22,500	2,505.70	56,378,250	2,645.50	59,523,750	1.64
4	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,000	45,561.23	45,561,230	58,000.00	58,000,000	1.59
5	日本	株式	日本電産	電気機器	4,400	7,075.37	31,131,628	12,980.00	57,112,000	1.57
6	日本	株式	信越化学工業	化学	3,100	12,617.93	39,115,583	18,040.00	55,924,000	1.54
7	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	7,000	7,060.61	49,424,270	7,957.00	55,699,000	1.53
8	日本	株式	第一三共	医薬品	15,000	3,024.32	45,364,800	3,535.00	53,025,000	1.46
9	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	116,100	461.69	53,602,209	456.10	52,953,210	1.46
10	日本	株式	ダイキン工業	機械	2,300	16,996.16	39,091,168	22,920.00	52,716,000	1.45

11	日本	株式	任天堂	その他製品	800	46,765.95	37,412,760	65,830.00	52,664,000	1.45
12	日本	株式	H O Y A	精密機器	3,600	10,243.63	36,877,068	14,270.00	51,372,000	1.41
13	日本	株式	村田製作所	電気機器	5,400	6,410.44	34,616,376	9,320.00	50,328,000	1.38
14	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	11,600	3,835.48	44,491,568	4,321.00	50,123,600	1.38
15	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	12,900	4,001.24	51,615,996	3,755.00	48,439,500	1.33
16	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1,200	23,840.00	28,608,000	38,400.00	46,080,000	1.27
17	日本	株式	ファナック	電気機器	1,700	19,967.52	33,944,784	25,360.00	43,112,000	1.18
18	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	14,500	3,006.36	43,592,220	2,877.50	41,723,750	1.15
19	日本	株式	K D D I	情報・通信業	13,100	3,177.12	41,620,272	3,066.00	40,164,600	1.10
20	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	12,500	3,262.31	40,778,875	3,188.00	39,850,000	1.09
21	日本	株式	エムスリー	サービス業	3,900	4,576.49	17,848,311	9,743.00	37,997,700	1.04
22	日本	株式	S M C	機械	600	57,980.00	34,788,000	62,950.00	37,770,000	1.04
23	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	12,600	2,377.55	29,957,130	2,964.00	37,346,400	1.03
24	日本	株式	日立製作所	電気機器	8,800	3,754.92	33,043,296	4,065.00	35,772,000	0.98
25	日本	株式	花王	化学	4,400	8,979.71	39,510,724	7,970.00	35,068,000	0.96
26	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	6,400	4,886.38	31,272,832	5,308.00	33,971,200	0.93
27	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	1,900	15,309.39	29,087,841	17,040.00	32,376,000	0.89
28	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	24,600	1,385.99	34,095,354	1,307.50	32,164,500	0.88
29	日本	株式	中外製薬	医薬品	5,700	5,404.19	30,803,883	5,503.00	31,367,100	0.86
30	日本	株式	三菱商事	卸売業	11,900	2,509.47	29,862,693	2,541.00	30,237,900	0.83

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
----	---------	----	---------

株式	国内	水産・農林業	0.05
		鉱業	0.14
		建設業	2.26
		食料品	3.58
		繊維製品	0.35
		パルプ・紙	0.12
		化学	7.75
		医薬品	6.66
		石油・石炭製品	0.43
		ゴム製品	0.58
		ガラス・土石製品	0.74
		鉄鋼	0.43
		非鉄金属	0.62
		金属製品	0.33
		機械	5.95
		電気機器	17.57
		輸送用機器	5.63
		精密機器	3.23
		その他製品	2.26
		電気・ガス業	1.18
		陸運業	3.75
		空運業	0.41
		情報・通信業	7.91
		卸売業	4.65
		小売業	4.66
		銀行業	4.39
		証券、商品先物取引業	0.81
		保険業	2.34
		その他金融業	1.22
		不動産業	2.17
		サービス業	5.51
合計		97.71	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
-------	-----	-------	------------	----	----	-------------	------------	-------------

株価指数先物 取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	4	日本円	70,974,400	72,180,000	1.98
--------------	-------	----------	----	---	-----	------------	------------	------

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（参考情報）運用実績

データは2020年12月30日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合があります。

● 基準価額・純資産の推移



■ 基準価額・純資産総額

基準価額	14,856円
純資産総額	3,639百万円

■ 分配の推移 (税引前)

決算期	分配金
2020年 6月	280円
2019年 6月	0円
2018年 6月	220円
2017年 6月	230円
2016年 6月	0円
設定来累計	910円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額 (分配金再投資後) は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

● 主要な資産の状況

■ 資産別投資比率

	銘柄名	投資比率
1	しんきんJPX日経400マザーファンド	100.00%

※投資比率は、しんきんJPX日経400オープンの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

■ (参考) しんきんJPX日経400マザーファンドの状況

組入上位10銘柄			
	銘柄名	業種	投資比率
1	ソニー	電気機器	1.70%
2	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.66%
3	日本電信電話	情報・通信業	1.64%
4	キーエンス	電気機器	1.59%
5	日本電産	電気機器	1.57%
6	信越化学工業	化学	1.54%
7	トヨタ自動車	輸送用機器	1.53%
8	第一三共	医薬品	1.46%
9	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.46%
10	ダイキン工業	機械	1.45%

組入上位10業種		
	業種	投資比率
1	電気機器	17.57%
2	情報・通信業	7.91%
3	化学	7.75%
4	医薬品	6.66%
5	機械	5.95%
6	輸送用機器	5.63%
7	サービス業	5.51%
8	小売業	4.66%
9	卸売業	4.65%
10	銀行業	4.39%

資産構成比	
	投資比率
国内株式(現物)	97.71%
国内株式(先物)	1.98%
現金・その他	0.31%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※しんきんJPX日経400マザーファンドの純資産総額は、3,639百万円です。

年間収益率の推移（期間:2010年～2020年）



※ 2013年はベンチマークの騰落率を表示しており、当ファンドの実績ではありません。

※ 2014年は6月6日（設定日）から同年最終営業日までの当ファンドおよびベンチマークの実績収益率を表示しています。

※ 上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※ 最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位です。
- (4) 申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、1.1%（税抜1.0%）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。
収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 各営業日の午後3時までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することができます。取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (7) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

＜コールセンター＞0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

＜ホームページ＞<https://www.skam.co.jp>

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 各営業日の午後3時までに受け付けた換金(解約)の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の請求ができます。
- (4) 委託会社は、一部解約の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

- (6) 換金時の課税に関しては、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 一部解約金に係る収益調整金(注)は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (8) 投資信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- (9) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、(5)の規定に準じて算定した価額とします。
- (10) 解約代金の支払いは、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目以降から販売会社の営業所等で支払われます。
- (11) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- (12) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）
- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1) 株式

- ・移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。
- ・時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。

2) 先物取引

- ・個別法に基づき、原則として時価で評価しています。
- ・時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっています。

3) マザーファンド受益証券

- ・移動平均法に基づき、当該マザーファンドの基準価額で評価しています。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は2028年6月5日までとします。ただし、後記「(5)その他」の「 ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年6月6日から翌年6月5日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃のとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- 4) 2) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 2) から4) までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 6) 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- 2) 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および重大な約款の変更等の内容ならびにその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 2) から5) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が約款の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書）は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれから、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎計算期間の末日（原則6月5日）および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に应じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し、委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（ 3 ） 換金（解約）請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第 2 管理及び運営」の「 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（ 4 ） 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2019年6月6日から2020年6月5日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【しんきんＪＰＸ日経４００オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2019年 6 月 5 日現在)	当期 (2020年 6 月 5 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	1,142,219
コール・ローン	21,504,793	22,590,571
親投資信託受益証券	6,188,593,045	4,356,394,709
未収入金	-	156,500,000
流動資産合計	6,210,097,838	4,536,627,499
資産合計	6,210,097,838	4,536,627,499
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	93,024,080
未払解約金	611,283	72,017,237
未払受託者報酬	1,599,879	1,127,186
未払委託者報酬	17,598,613	12,399,019
未払利息	59	61
その他未払費用	306	536
流動負債合計	19,810,140	178,568,119
負債合計	19,810,140	178,568,119
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 5,032,072,996	1, 2 3,322,288,575
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	1,158,214,702	1,035,770,805
(分配準備積立金)	365,809,119	163,065,123
元本等合計	6,190,287,698	4,358,059,380
純資産合計	6,190,287,698	4,358,059,380
負債純資産合計	6,210,097,838	4,536,627,499

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 （自 2018年 6月 6日 至 2019年 6月 5日）	当期 （自 2019年 6月 6日 至 2020年 6月 5日）
営業収益		
有価証券売買等損益	607,326,638	631,101,664
営業収益合計	607,326,638	631,101,664
営業費用		
支払利息	10,836	10,447
受託者報酬	2,977,235	2,575,991
委託者報酬	32,749,518	28,335,797
その他費用	3,854	4,063
営業費用合計	35,741,443	30,926,298
営業利益又は営業損失（ ）	643,068,081	600,175,366
経常利益又は経常損失（ ）	643,068,081	600,175,366
当期純利益又は当期純損失（ ）	643,068,081	600,175,366
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	22,917,498	262,410,628
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,293,701,739	1,158,214,702
剰余金増加額又は欠損金減少額	843,498,890	377,696,145
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	843,498,890	377,696,145
剰余金減少額又は欠損金増加額	358,835,344	744,880,700
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	358,835,344	744,880,700
分配金	1 -	1 93,024,080
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,158,214,702	1,035,770,805

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 (2019年 6 月 5 日現在)	当期 (2020年 6 月 5 日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 3,275,122,986円 期中追加設定元本額 2,705,038,413円 期中一部解約元本額 948,088,403円	期首元本額 5,032,072,996円 期中追加設定元本額 1,474,124,808円 期中一部解約元本額 3,183,909,229円
2 計算期間末日における受益権の総数	5,032,072,996口	3,322,288,575口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 (自 2018年 6 月 6 日 至 2019年 6 月 5 日)	当期 (自 2019年 6 月 6 日 至 2020年 6 月 5 日)
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 93,922,437円	A 費用控除後の配当等収益額 96,896,046円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 1,678,374,598円	C 収益調整金額 1,196,635,696円
D 分配準備積立金額 271,886,682円	D 分配準備積立金額 159,193,157円
E 当ファンドの分配対象収益額 2,044,183,717円	E 当ファンドの分配対象収益額 1,452,724,899円
F 当ファンドの期末残存口数 5,032,072,996口	F 当ファンドの期末残存口数 3,322,288,575口
G 10,000口当たり収益分配対象額 4,062円	G 10,000口当たり収益分配対象額 4,372円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 280円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 93,024,080円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2018年 6 月 6 日 至 2019年 6 月 5 日)	当期 (自 2019年 6 月 6 日 至 2020年 6 月 5 日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2019年6月5日現在)	当期 (2020年6月5日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	前期 (2019年 6 月 5 日現在)	当期 (2020年 6 月 5 日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	592,742,924円	393,513,532円
合計	592,742,924円	393,513,532円

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (2019年 6 月 5 日現在)	当期 (2020年 6 月 5 日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 2018年 6 月 6 日 至 2019年 6 月 5 日)	当期 (自 2019年 6 月 6 日 至 2020年 6 月 5 日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前期 (2019年 6 月 5 日現在)	当期 (2020年 6 月 5 日現在)
1口当たり純資産額 1.2302円 (1万口当たり純資産額 12,302円)	1口当たり純資産額 1.3118円 (1万口当たり純資産額 13,118円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式
該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきんJPX日経400 マザーファンド	2,983,423,305	4,356,394,709	
親投資信託受益証券 合計		2,983,423,305	4,356,394,709	
合計		2,983,423,305	4,356,394,709	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきん」ＰＸ日経４００マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん」ＰＸ日経４００マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん」ＰＸ日経４００マザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2020年６月５日現在
科目	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託		10,146,629
コール・ローン		200,677,968
株式		4,261,136,490
派生商品評価勘定		8,412,700
未収入金		1,998,900
未収配当金		36,690,266
差入委託証拠金		3,690,000
流動資産合計		4,522,752,953
資産合計		4,522,752,953
負債の部		
流動負債		
前受金		9,996,000
未払解約金		156,500,000
未払利息		549
その他未払費用		6,373
流動負債合計		166,502,922
負債合計		166,502,922
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	2,983,423,305
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		1,372,826,726
元本等合計		4,356,250,031
純資産合計		4,356,250,031
負債純資産合計		4,522,752,953

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2020年 6 月 5 日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 4,646,788,591円 期中追加設定元本額 819,276,481円 期中一部解約元本額 2,482,641,767円
元本の内訳	しんきん J P X 日経 4 0 0 オープン 2,983,423,305円 合計 2,983,423,305円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	2,983,423,305口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2019年 6 月 6 日 至 2020年 6 月 5 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引にはTOPIX（東証株価指数）先物取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月 1 回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2020年６月５日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (２)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2020年６月５日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	308,525,845円
合計	308,525,845円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

（単位：円）

区分	種類	2020年6月5日現在			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	72,334,000	—	80,750,000	8,416,000
合計		72,334,000	—	80,750,000	8,416,000

（注）１．時価の算定方法

本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．先物取引の残高表示は、契約額ベースであります。

３．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2019年6月6日 至 2020年6月5日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2020年6月5日現在
１口当たり純資産額 1.4602円 （１万口当たり純資産額 14,602円）

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

株式

銘柄	株式数(株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
日本水産	3,300	512.00	1,689,600	
マルハニチロ	500	2,368.00	1,184,000	
国際石油開発帝石	13,100	766.00	10,034,600	
安藤・間	2,000	694.00	1,388,000	
東急建設	1,000	587.00	587,000	
コムシスホールディングス	1,200	2,938.00	3,525,600	
大成建設	2,500	4,015.00	10,037,500	
大林組	7,600	1,078.00	8,192,800	
清水建設	7,700	934.00	7,191,800	
長谷工コーポレーション	2,900	1,345.00	3,900,500	
鹿島建設	5,900	1,266.00	7,469,400	
西松建設	600	2,112.00	1,267,200	
三井住友建設	1,800	477.00	858,600	
前田建設工業	1,900	868.00	1,649,200	
戸田建設	3,100	724.00	2,244,400	

熊谷組	400	2,642.00	1,056,800	
大東建託	900	11,690.00	10,521,000	
N I P P O	600	2,582.00	1,549,200	
五洋建設	3,000	562.00	1,686,000	
住友林業	1,900	1,358.00	2,580,200	
大和ハウス工業	7,500	2,938.00	22,035,000	
積水ハウス	8,300	2,132.50	17,699,750	
協和エクシオ	1,100	2,406.00	2,646,600	
九電工	500	2,995.00	1,497,500	
森永製菓	600	4,415.00	2,649,000	
江崎グリコ	700	5,190.00	3,633,000	
カルビー	1,100	3,110.00	3,421,000	
ヤクルト本社	1,700	6,720.00	11,424,000	
明治ホールディングス	1,600	8,270.00	13,232,000	
日本ハム	900	4,245.00	3,820,500	
アサヒグループホールディングス	5,100	4,337.00	22,118,700	
キリンホールディングス	10,300	2,329.50	23,993,850	
サントリー食品インターナショナル	1,600	4,365.00	6,984,000	
キッコーマン	1,700	5,360.00	9,112,000	
味の素	5,300	1,819.50	9,643,350	
キューピー	1,300	2,166.00	2,815,800	
アリアケジャパン	200	7,250.00	1,450,000	
ニチレイ	1,200	3,040.00	3,648,000	
東洋水産	1,200	5,480.00	6,576,000	
日清食品ホールディングス	1,000	8,700.00	8,700,000	
日本たばこ産業	14,000	2,178.00	30,492,000	
帝人	1,900	1,852.00	3,518,800	
東レ	17,100	544.20	9,305,820	
ゴールドウイン	400	6,640.00	2,656,000	
王子ホールディングス	9,900	526.00	5,207,400	
クラレ	3,700	1,223.00	4,525,100	
旭化成	15,700	937.60	14,720,320	
昭和電工	1,700	2,627.00	4,465,900	
住友化学	17,400	363.00	6,316,200	
日産化学	1,300	5,250.00	6,825,000	
東ソー	3,700	1,576.00	5,831,200	
トクヤマ	700	2,646.00	1,852,200	
デンカ	900	2,829.00	2,546,100	
信越化学工業	4,100	12,535.00	51,393,500	
エア・ウォーター	2,200	1,598.00	3,515,600	
大陽日酸	2,300	2,043.00	4,698,900	
三菱瓦斯化学	2,200	1,678.00	3,691,600	
三井化学	2,100	2,434.00	5,111,400	

J S R	2,200	2,037.00	4,481,400	
三菱ケミカルホールディングス	15,800	667.00	10,538,600	
ダイセル	3,100	937.00	2,904,700	
積水化学工業	5,100	1,563.00	7,971,300	
アイカ工業	700	3,305.00	2,313,500	
宇部興産	1,200	2,007.00	2,408,400	
日立化成	1,100	4,620.00	5,082,000	
ダイキョーニシカワ	500	643.00	321,500	
日油	900	3,830.00	3,447,000	
花王	5,800	9,076.00	52,640,800	
日本ペイントホールディングス	2,000	7,780.00	15,560,000	
関西ペイント	2,700	2,372.00	6,404,400	
D I C	1,000	2,883.00	2,883,000	
資生堂	4,800	6,917.00	33,201,600	
ライオン	3,100	2,349.00	7,281,900	
コーセー	500	14,400.00	7,200,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	1,000	2,208.00	2,208,000	
小林製薬	700	9,630.00	6,741,000	
日東電工	1,700	6,220.00	10,574,000	
ニフコ	900	2,569.00	2,312,100	
ユニ・チャーム	4,700	4,078.00	19,166,600	
協和キリン	2,400	2,910.00	6,984,000	
武田薬品工業	15,400	4,041.00	62,231,400	
アステラス製薬	20,900	1,856.00	38,790,400	
大日本住友製薬	1,800	1,565.00	2,817,000	
塩野義製薬	3,100	6,285.00	19,483,500	
日本新薬	600	8,950.00	5,370,000	
中外製薬	2,500	16,355.00	40,887,500	
科研製薬	400	5,840.00	2,336,000	
エーザイ	2,900	8,749.00	25,372,100	
小野薬品工業	5,500	3,026.00	16,643,000	
久光製薬	600	5,420.00	3,252,000	
参天製薬	4,500	2,051.00	9,229,500	
沢井製薬	500	5,870.00	2,935,000	
第一三共	6,900	9,100.00	62,790,000	
大塚ホールディングス	4,600	4,891.00	22,498,600	
ペプチドリーム	1,200	4,675.00	5,610,000	
出光興産	2,700	2,398.00	6,474,600	
J X T Gホールディングス	36,300	416.60	15,122,580	
コスモエネルギーホールディングス	700	1,729.00	1,210,300	
横浜ゴム	1,400	1,719.00	2,406,600	
ブリヂストン	7,000	3,680.00	25,760,000	
住友ゴム工業	2,200	1,178.00	2,591,600	

A G C	2,400	3,455.00	8,292,000	
太平洋セメント	1,500	2,704.00	4,056,000	
東海カーボン	2,500	1,048.00	2,620,000	
T O T O	1,700	4,505.00	7,658,500	
日本碍子	2,900	1,680.00	4,872,000	
日本特殊陶業	1,800	1,788.00	3,218,400	
ニチアス	700	2,459.00	1,721,300	
日本製鉄	10,700	1,113.00	11,909,100	
ジェイ エフ イー ホールディングス	6,400	882.00	5,644,800	
日立金属	2,600	1,344.00	3,494,400	
日本軽金属ホールディングス	6,000	190.00	1,140,000	
住友金属鉱山	3,100	3,125.00	9,687,500	
D O W A ホールディングス	600	3,695.00	2,217,000	
古河電気工業	700	2,635.00	1,844,500	
住友電気工業	8,900	1,348.00	11,997,200	
S U M C O	2,900	1,685.00	4,886,500	
三和ホールディングス	2,200	992.00	2,182,400	
リンナイ	500	9,600.00	4,800,000	
東プレ	400	1,405.00	562,000	
アマダ	3,000	986.00	2,958,000	
オーエスジー	1,100	1,726.00	1,898,600	
D M G 森精機	1,500	1,403.00	2,104,500	
ディスコ	300	25,800.00	7,740,000	
ナブテスコ	1,400	3,485.00	4,879,000	
三井海洋開発	300	1,716.00	514,800	
S M C	800	57,980.00	46,384,000	
小松製作所	10,900	2,298.50	25,053,650	
住友重機械工業	1,400	2,607.00	3,649,800	
日立建機	1,000	3,030.00	3,030,000	
ハーモニック・ドライブ・システムズ	500	6,760.00	3,380,000	
クボタ	12,800	1,585.50	20,294,400	
ダイキン工業	3,100	16,920.00	52,452,000	
ダイフク	1,200	8,800.00	10,560,000	
竹内製作所	400	1,859.00	743,600	
T P R	300	1,522.00	456,600	
日本精工	4,500	881.00	3,964,500	
ジェイテクト	2,300	953.00	2,191,900	
T H K	1,400	3,015.00	4,221,000	
マキタ	3,100	3,895.00	12,074,500	
三菱重工業	4,000	2,951.50	11,806,000	
I H I	1,700	1,777.00	3,020,900	
コニカミノルタ	5,300	436.00	2,310,800	
ブラザー工業	2,900	2,095.00	6,075,500	

ミネベアミツミ	4,500	2,108.00	9,486,000	
日立製作所	11,600	3,761.00	43,627,600	
三菱電機	24,100	1,450.00	34,945,000	
富士電機	1,500	3,045.00	4,567,500	
安川電機	2,600	4,040.00	10,504,000	
東芝テック	300	3,810.00	1,143,000	
日本電産	5,800	6,956.00	40,344,800	
日新電機	600	1,156.00	693,600	
オムロン	2,200	7,450.00	16,390,000	
日本電気	2,900	5,030.00	14,587,000	
富士通	2,300	11,550.00	26,565,000	
ルネサスエレクトロニクス	11,500	638.00	7,337,000	
セイコーエプソン	3,000	1,392.00	4,176,000	
アルバック	400	3,365.00	1,346,000	
エレコム	300	4,940.00	1,482,000	
パナソニック	27,600	983.40	27,141,840	
富士通ゼネラル	700	2,225.00	1,557,500	
ソニー	10,200	7,280.00	74,256,000	
T D K	1,200	10,850.00	13,020,000	
アルプスアルパイン	2,100	1,467.00	3,080,700	
ヒロセ電機	400	12,280.00	4,912,000	
横河電機	2,200	1,700.00	3,740,000	
アズビル	1,500	3,025.00	4,537,500	
日本光電工業	1,000	3,440.00	3,440,000	
堀場製作所	500	6,070.00	3,035,000	
アドバンテスト	1,800	5,920.00	10,656,000	
キーエンス	1,700	45,300.00	77,010,000	
シスメックス	1,700	8,346.00	14,188,200	
O B A R A G R O U P	100	3,400.00	340,000	
レーザーテック	1,100	9,450.00	10,395,000	
スタンレー電気	1,700	2,859.00	4,860,300	
カシオ計算機	2,100	1,893.00	3,975,300	
ファナック	2,300	19,955.00	45,896,500	
浜松ホトニクス	1,700	4,720.00	8,024,000	
京セラ	3,400	6,139.00	20,872,600	
太陽誘電	1,100	3,280.00	3,608,000	
村田製作所	7,100	6,387.00	45,347,700	
小糸製作所	1,400	4,965.00	6,951,000	
S C R E E Nホールディングス	400	5,120.00	2,048,000	
キヤノン	13,000	2,310.00	30,030,000	
東京エレクトロン	1,600	23,840.00	38,144,000	
トヨタ紡織	700	1,584.00	1,108,800	
豊田自動織機	2,000	5,860.00	11,720,000	

デンソー	5,300	4,344.00	23,023,200	
川崎重工業	1,900	1,888.00	3,587,200	
いすゞ自動車	7,000	1,056.50	7,395,500	
トヨタ自動車	9,200	7,067.00	65,016,400	
日野自動車	3,000	800.00	2,400,000	
アイシン精機	2,000	3,630.00	7,260,000	
マツダ	7,100	796.00	5,651,600	
本田技研工業	19,000	3,026.00	57,494,000	
スズキ	4,800	4,079.00	19,579,200	
S U B A R U	7,500	2,589.50	19,421,250	
ヤマハ発動機	3,100	1,729.00	5,359,900	
豊田合成	800	2,449.00	1,959,200	
シマノ	900	19,920.00	17,928,000	
テイ・エス テック	600	3,230.00	1,938,000	
テルモ	6,800	4,194.00	28,519,200	
島津製作所	2,900	2,950.00	8,555,000	
ブイ・テクノロジー	100	4,085.00	408,500	
東京精密	400	3,745.00	1,498,000	
ニコン	3,800	1,016.00	3,860,800	
オリンパス	13,400	1,977.50	26,498,500	
H O Y A	4,800	10,200.00	48,960,000	
朝日インテック	2,700	3,045.00	8,221,500	
バンダイナムコホールディングス	2,500	6,407.00	16,017,500	
パイロットコーポレーション	400	3,655.00	1,462,000	
タカラトミー	1,100	937.00	1,030,700	
ヤマハ	1,400	5,480.00	7,672,000	
ビジョン	1,500	4,200.00	6,300,000	
任天堂	1,500	45,850.00	68,775,000	
中部電力	7,400	1,441.00	10,663,400	
関西電力	9,100	1,084.50	9,868,950	
東北電力	6,000	1,077.00	6,462,000	
九州電力	5,000	904.00	4,520,000	
電源開発	1,900	2,034.00	3,864,600	
東京瓦斯	4,600	2,541.00	11,688,600	
大阪瓦斯	4,700	2,144.00	10,076,800	
東武鉄道	2,500	3,815.00	9,537,500	
相鉄ホールディングス	1,000	3,015.00	3,015,000	
東急	6,100	1,704.00	10,394,400	
小田急電鉄	3,600	2,667.00	9,601,200	
京王電鉄	1,300	6,300.00	8,190,000	
京成電鉄	1,700	3,615.00	6,145,500	
東日本旅客鉄道	4,200	8,683.00	36,468,600	
西日本旅客鉄道	2,200	6,788.00	14,933,600	

東海旅客鉄道	2,000	18,830.00	37,660,000	
西武ホールディングス	3,200	1,444.00	4,620,800	
近鉄グループホールディングス	2,300	5,240.00	12,052,000	
阪急阪神ホールディングス	3,000	3,995.00	11,985,000	
京阪ホールディングス	1,400	5,070.00	7,098,000	
名古屋鉄道	2,500	3,200.00	8,000,000	
日本通運	800	5,790.00	4,632,000	
ヤマトホールディングス	4,000	2,403.00	9,612,000	
山九	600	4,450.00	2,670,000	
日立物流	400	3,000.00	1,200,000	
日本航空	4,000	2,377.00	9,508,000	
A N Aホールディングス	4,200	2,784.00	11,692,800	
日鉄ソリューションズ	400	3,000.00	1,200,000	
T I S	2,400	2,275.00	5,460,000	
ネクソン	6,600	2,265.00	14,949,000	
コロプラ	800	1,040.00	832,000	
ティーガイア	200	2,232.00	446,400	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	600	1,838.00	1,102,800	
G M Oペイメントゲートウェイ	500	11,450.00	5,725,000	
アカツキ	100	4,295.00	429,500	
野村総合研究所	3,600	2,690.00	9,684,000	
オービック	800	18,400.00	14,720,000	
Zホールディングス	32,500	444.00	14,430,000	
トレンドマイクロ	1,100	6,180.00	6,798,000	
日本オラクル	500	11,970.00	5,985,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	1,100	3,680.00	4,048,000	
大塚商会	1,300	5,480.00	7,124,000	
デジタルガレージ	400	3,795.00	1,518,000	
日本ユニシス	700	3,360.00	2,352,000	
日本テレビホールディングス	2,000	1,245.00	2,490,000	
日本電信電話	24,100	2,511.00	60,515,100	
K D D I	17,600	3,199.00	56,302,400	
光通信	200	24,120.00	4,824,000	
N T Tドコモ	17,500	2,918.00	51,065,000	
東宝	1,400	3,940.00	5,516,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	6,300	1,292.00	8,139,600	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,000	5,300.00	5,300,000	
カプコン	1,100	3,860.00	4,246,000	
S C S K	500	5,500.00	2,750,000	
コナミホールディングス	900	3,910.00	3,519,000	
ソフトバンクグループ	11,400	5,220.00	59,508,000	
双日	13,100	260.00	3,406,000	

アルフレッサ ホールディングス	2,600	2,238.00	5,818,800	
神戸物産	800	6,200.00	4,960,000	
ダイワボウホールディングス	200	7,980.00	1,596,000	
T O K A Iホールディングス	1,300	981.00	1,275,300	
シップヘルスケアホールディングス	400	4,430.00	1,772,000	
コメダホールディングス	500	1,936.00	968,000	
第一興商	500	3,965.00	1,982,500	
メディパルホールディングス	2,600	2,167.00	5,634,200	
日本ライフライン	700	1,451.00	1,015,700	
伊藤忠商事	16,600	2,367.50	39,300,500	
丸紅	24,700	553.30	13,666,510	
豊田通商	2,700	2,959.00	7,989,300	
兼松	900	1,364.00	1,227,600	
三井物産	20,900	1,746.00	36,491,400	
住友商事	15,000	1,334.50	20,017,500	
三菱商事	16,700	2,508.50	41,891,950	
岩谷産業	500	3,765.00	1,882,500	
P A L T A C	400	5,370.00	2,148,000	
日鉄物産	200	3,715.00	743,000	
ミスミグループ本社	3,000	2,955.00	8,865,000	
ローソン	600	6,080.00	3,648,000	
エービーシー・マート	400	6,540.00	2,616,000	
日本マクドナルドホールディングス	1,000	5,870.00	5,870,000	
セリア	600	3,525.00	2,115,000	
ビックカメラ	1,400	1,162.00	1,626,800	
M o n o t a R O	1,700	4,130.00	7,021,000	
J . フロント リテイリング	2,800	943.00	2,640,400	
マツモトキヨシホールディングス	1,000	3,880.00	3,880,000	
Z O Z O	1,600	2,208.00	3,532,800	
ウエルシアホールディングス	700	8,850.00	6,195,000	
クリエイトS Dホールディングス	400	3,455.00	1,382,000	
すかいらーくホールディングス	2,700	1,789.00	4,830,300	
コスモス薬品	200	15,620.00	3,124,000	
セブン&アイ・ホールディングス	9,300	3,844.00	35,749,200	
ツルハホールディングス	500	15,710.00	7,855,000	
クスリのアオキホールディングス	200	8,800.00	1,760,000	
ノジマ	400	2,484.00	993,600	
良品計画	3,200	1,595.00	5,104,000	
パン・パシフィック・インターナショナル ホールディングス	5,200	2,155.00	11,206,000	
ゼンショーホールディングス	1,100	2,297.00	2,526,700	
ワークマン	200	9,190.00	1,838,000	
ユナイテッドアローズ	200	1,962.00	392,400	
スギホールディングス	500	6,980.00	3,490,000	

ファミリーマート	1,900	2,083.00	3,957,700	
しまむら	300	7,790.00	2,337,000	
丸井グループ	2,200	2,166.00	4,765,200	
イオン	9,100	2,415.50	21,981,050	
イズミ	500	3,490.00	1,745,000	
ヤオコー	300	7,240.00	2,172,000	
ケーズホールディングス	2,300	1,378.00	3,169,400	
アインホールディングス	300	6,870.00	2,061,000	
ニトリホールディングス	1,000	19,710.00	19,710,000	
ファーストリテイリング	300	63,940.00	19,182,000	
サンドラッグ	900	3,530.00	3,177,000	
めぶきフィナンシャルグループ	12,400	251.00	3,112,400	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	13,600	363.00	4,936,800	
新生銀行	1,700	1,490.00	2,533,000	
あおぞら銀行	1,400	2,043.00	2,860,200	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	120,100	462.60	55,558,260	
りそなホールディングス	26,100	388.60	10,142,460	
三井住友トラスト・ホールディングス	4,500	3,270.00	14,715,000	
三井住友フィナンシャルグループ	15,900	3,279.00	52,136,100	
千葉銀行	7,900	525.00	4,147,500	
セブン銀行	8,000	305.00	2,440,000	
みずほフィナンシャルグループ	323,400	138.90	44,920,260	
F P G	700	669.00	468,300	
S B Iホールディングス	2,700	2,373.00	6,407,100	
大和証券グループ本社	19,100	477.20	9,114,520	
野村ホールディングス	41,900	498.30	20,878,770	
松井証券	1,400	874.00	1,223,600	
S O M P Oホールディングス	4,500	3,740.00	16,830,000	
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	6,200	3,229.00	20,019,800	
ソニーフィナンシャルホールディングス	2,000	2,596.00	5,192,000	
第一生命ホールディングス	13,500	1,486.50	20,067,750	
東京海上ホールディングス	8,400	4,891.00	41,084,400	
T & Dホールディングス	7,100	1,071.00	7,604,100	
全国保証	700	4,205.00	2,943,500	
芙蓉総合リース	200	6,120.00	1,224,000	
東京センチュリー	500	4,945.00	2,472,500	
イオンフィナンシャルサービス	1,500	1,297.00	1,945,500	
オリエントコーポレーション	6,400	132.00	844,800	
オリックス	14,900	1,491.00	22,215,900	
三菱ＵＦＪリース	6,000	543.00	3,258,000	
日本取引所グループ	6,800	2,403.00	16,340,400	
いちご	3,000	307.00	921,000	
ヒューリック	5,000	1,104.00	5,520,000	

野村不動産ホールディングス	1,400	2,196.00	3,074,400	
プレサンスコーポレーション	400	1,311.00	524,400	
オープンハウス	700	3,060.00	2,142,000	
東急不動産ホールディングス	6,500	600.00	3,900,000	
飯田グループホールディングス	2,000	1,662.00	3,324,000	
パーク24	1,300	2,166.00	2,815,800	
三井不動産	11,700	2,269.00	26,547,300	
三菱地所	16,700	1,786.00	29,826,200	
東京建物	2,500	1,443.00	3,607,500	
住友不動産	5,400	3,221.00	17,393,400	
スターツコーポレーション	300	2,281.00	684,300	
イオンモール	1,200	1,600.00	1,920,000	
日本空港ビルデング	800	4,970.00	3,976,000	
ミクシィ	600	1,744.00	1,046,400	
ジェイエイシーリクルートメント	200	1,319.00	263,800	
日本M&Aセンター	1,700	4,560.00	7,752,000	
UTグループ	400	2,237.00	894,800	
エス・エム・エス	700	2,671.00	1,869,700	
パーソルホールディングス	2,300	1,540.00	3,542,000	
総合警備保障	900	5,380.00	4,842,000	
カカクコム	1,700	2,733.00	4,646,100	
ディップ	300	2,563.00	768,900	
ベネフィット・ワン	800	2,338.00	1,870,400	
エムスリー	5,100	4,470.00	22,797,000	
アウトソーシング	1,300	720.00	936,000	
ディー・エヌ・エー	1,100	1,497.00	1,646,700	
博報堂DYホールディングス	3,200	1,362.00	4,358,400	
電通グループ	2,400	3,060.00	7,344,000	
オリエンタルランド	2,500	15,320.00	38,300,000	
リゾートトラスト	1,100	1,474.00	1,621,400	
ユー・エス・エス	2,600	1,914.00	4,976,400	
サイバーエージェント	1,400	5,210.00	7,294,000	
楽天	10,700	977.00	10,453,900	
エン・ジャパン	400	3,060.00	1,224,000	
テクノプロ・ホールディングス	500	6,500.00	3,250,000	
リクルートホールディングス	16,500	3,818.00	62,997,000	
リログループ	1,300	2,415.00	3,139,500	
カナモト	400	2,335.00	934,000	
セコム	2,400	9,667.00	23,200,800	
メイテック	300	5,450.00	1,635,000	
合計	2,012,600		4,261,136,490	

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

【中間財務諸表】

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2020年6月6日から2020年12月5日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

しんきんＪＰＸ日経４００オープン

(１) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2020年 6 月 5 日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月 5 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,142,219	-
コール・ローン	22,590,571	27,520,364
親投資信託受益証券	4,356,394,709	3,721,844,635
未収入金	156,500,000	9,000,000
流動資産合計	4,536,627,499	3,758,364,999
資産合計	4,536,627,499	3,758,364,999
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	93,024,080	-
未払解約金	72,017,237	22,260,414
未払受託者報酬	1,127,186	1,143,406
未払委託者報酬	12,399,019	12,577,416
未払利息	61	152
その他未払費用	536	85
流動負債合計	178,568,119	35,981,473
負債合計	178,568,119	35,981,473
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 3,322,288,575	1, 2 2,540,231,281
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	1,035,770,805	1,182,152,245
(分配準備積立金)	163,065,123	101,201,633
元本等合計	4,358,059,380	3,722,383,526
純資産合計	4,358,059,380	3,722,383,526
負債純資産合計	4,536,627,499	3,758,364,999

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 (自 2019年 6 月 6 日 至 2019年12月 5 日)	当中間計算期間 (自 2020年 6 月 6 日 至 2020年12月 5 日)
営業収益		
有価証券売買等損益	705,276,200	463,399,926
営業収益合計	705,276,200	463,399,926
営業費用		
支払利息	5,969	5,838
受託者報酬	1,448,805	1,143,406
委託者報酬	15,936,778	12,577,416
その他費用	1,098	1,007
営業費用合計	17,392,650	13,727,667
営業利益又は営業損失（ ）	687,883,550	449,672,259
経常利益又は経常損失（ ）	687,883,550	449,672,259
中間純利益又は中間純損失（ ）	687,883,550	449,672,259
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	169,784,247	71,960,946
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,158,214,702	1,035,770,805
剰余金増加額又は欠損金減少額	167,983,870	214,805,017
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	167,983,870	214,805,017
剰余金減少額又は欠損金増加額	543,192,495	446,134,890
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	543,192,495	446,134,890
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,301,105,380	1,182,152,245

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (2020年6月5日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月5日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 5,032,072,996円 期中追加設定元本額 1,474,124,808円 期中一部解約元本額 3,183,909,229円	期首元本額 3,322,288,575円 期中追加設定元本額 648,113,344円 期中一部解約元本額 1,430,170,638円
2 中間計算期間末日における受益権の総数	3,322,288,575口	2,540,231,281口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 (自 2019年6月6日 至 2019年12月5日)	当中間計算期間 (自 2020年6月6日 至 2020年12月5日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 (2020年6月5日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月5日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
--------------------------------	---	----

(デリバティブ取引等に関する注記)

前計算期間末 (2020年6月5日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月5日現在)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前計算期間末 (2020年6月5日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月5日現在)
1口当たり純資産額 1.3118円 (1万口当たり純資産額 13,118円)	1口当たり純資産額 1.4654円 (1万口当たり純資産額 14,654円)

（参考情報）

当ファンドは、「しんきん」ＰＸ日経４００マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん」ＰＸ日経４００マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん」ＰＸ日経４００マザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2020年12月5日現在
科目	注記番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		78,633,096
株式		3,640,083,770
派生商品評価勘定		2,355,600
未収配当金		8,845,675
差入委託証拠金		3,420,000
流動資産合計		3,733,338,141
資産合計		3,733,338,141
負債の部		
流動負債		
前受金		2,540,000
未払解約金		9,000,000
未払利息		218
その他未払費用		501
流動負債合計		11,540,719
負債合計		11,540,719
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	2,273,715,337
剰余金		
剰余金又は欠損金()		1,448,082,085
元本等合計		3,721,797,422
純資産合計		3,721,797,422
負債純資産合計		3,733,338,141

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2020年12月 5 日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,983,423,305円 期中追加設定元本額 309,693,809円 期中一部解約元本額 1,019,401,777円
元本の内訳	しんきん J P X 日経 4 0 0 オープン 2,273,715,337円 合計 2,273,715,337円
2 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	2,273,715,337口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2020年12月 5 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
---------------------------	---

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

（単位：円）

区分	種類	2020年12月 5 日現在			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数 先物取引 買建	68,600,000	-	70,960,000	2,360,000
合計		68,600,000	-	70,960,000	2,360,000

（注）1．時価の算定方法

本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2．先物取引の残高表示は、契約額ベースであります。

3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（1口当たり情報）

2020年12月 5 日現在
1口当たり純資産額 1.6369円 （1万口当たり純資産額 16,369円）

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2020年12月30日現在）

資産総額	3,757,437,088 円
負債総額	118,113,182 円
純資産総額（ — ）	3,639,323,906 円
発行済数量	2,449,672,025 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4856 円

（参考）しんきんＪＰＸ日経４００マザーファンド

資産総額	3,809,751,389 円
負債総額	170,476,329 円
純資産総額（ — ）	3,639,275,060 円
発行済数量	2,191,925,829 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6603 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

（２）受益者名簿

該当事項はありません。

（３）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（８）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減はありません。

（2）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補充または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2020年12月30日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	82	822,689
単位型公社債投資信託	15	59,649
単位型株式投資信託	46	97,585
合計	143	979,923

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条および第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		5,096,449		6,105,781
前払費用			22,449		18,738
未収委託者報酬			534,748		472,704
未収運用受託報酬	*2		13,102		7,811
未収収益			49		50
その他の流動資産			1,313		2,890
流動資産計			5,668,112		6,607,976
固定資産					
有形固定資産	*1		90,589		82,167
建物		71,717		64,512	
器具備品		18,871		17,654	
無形固定資産			26,964		27,614
ソフトウェア		25,565		26,308	
電話加入権		959		959	
その他		439		346	
投資その他の資産			46,552		44,757
投資有価証券		2,018		2,479	
長期前払費用		4,870		4,648	
繰延税金資産		39,662		37,628	
固定資産計			164,106		154,539
資産合計			5,832,218		6,762,516

		前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			382,042		348,153
未払手数料	*2	319,565		298,154	
その他未払金		62,477		49,999	
未払法人税等			206,238		236,742
未払消費税等			38,518		60,459
未払事業所税			2,007		2,020
賞与引当金			71,011		71,102
その他の流動負債			3,620		4,016
流動負債計			703,438		722,494
固定負債					
退職給付引当金			102,601		109,538
役員退職慰労引当金			18,487		17,951
固定負債計			121,089		127,489
負債合計			824,528		849,984
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			5,007,677		5,912,551
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			4,807,677		5,712,551
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		4,805,677		5,710,551	
別途積立金		3,830,000		4,650,000	
繰越利益剰余金		975,677		1,060,551	
評価・換算差額等			13		20
その他有価証券評価差 額金		13		20	
純資産合計			5,007,690		5,912,531
負債・純資産合計			5,832,218		6,762,516

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日		当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			5,202,260		5,673,201
運用受託報酬	*1		192,056		132,189
営業収益計			5,394,317		5,805,390
営業費用					
支払手数料	*1		2,566,470		2,798,780
広告宣伝費			32,074		37,672
調査費			555,537		590,453
調査研究費		375,631		389,905	
委託調査費		179,906		200,547	
営業雑経費			68,770		67,426
印刷費		61,381		59,367	
郵便料		99		169	
電信電話料		2,404		2,424	
協会費		4,885		5,464	
営業費用計			3,222,852		3,494,332
一般管理費					
給料			578,701		587,623
役員報酬		41,693		53,299	
給料・手当		385,731		386,160	
賞与		67,757		62,682	
法定福利費		75,923		77,704	
福利厚生費		4,080		4,833	
その他給料		3,513		2,943	
賞与引当金繰入			71,011		71,102
退職給付費用			64,269		62,160
役員退職慰労引当金繰入			6,718		10,803
交際費			3,260		3,715
旅費交通費			9,400		10,463
租税公課			25,155		26,856
不動産賃借料			62,753		62,753
固定資産減価償却費			33,479		30,023
諸経費			135,925		131,389
一般管理費計			990,674		996,891
営業利益			1,180,790		1,314,166
営業外収益					
受取利息	*1		136		145
受取配当金			-		17
その他営業外収益			280		263
営業外収益計			416		426

営業外費用					
雑損失			904		938
営業外費用計			904		938
経常利益			1,180,302		1,313,653

		前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日		当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
税引前当期純利益			1,180,302		1,313,653
法人税、住民税および事業税			365,355		406,739
法人税等調整額			4,600		2,040
当期純利益			819,547		904,874

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	750,000	750,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	819,547	819,547	819,547
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	750,000	69,547	819,547	819,547
当期末残高	200,000	2,000	3,830,000	975,677	4,807,677	5,007,677

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	—	—	4,188,129
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	819,547
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	13	13	13
当期変動額合計	13	13	819,560
当期末残高	13	13	5,007,690

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	3,830,000	975,677	4,807,677	5,007,677
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	820,000	820,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	904,874	904,874	904,874
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	820,000	84,874	904,874	904,874
当期末残高	200,000	2,000	4,650,000	1,060,551	5,712,551	5,912,551

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	13	13	5,007,690
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	904,874
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	33	33	33
当期変動額合計	33	33	904,840
当期末残高	20	20	5,912,531

重要な会計方針

	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの：投資信託は、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5 年) に基づいております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
建 物	63,831千円	70,422千円
器具備品	40,573千円	48,310千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
普通預金	3,907,610千円	4,911,204千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	5,548千円	2,655千円
未払手数料	166,032千円	135,102千円

（損益計算書関係）

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
運用受託報酬	171,273千円	123,017千円
受取利息	134千円	143千円
支払手数料	2,086,194千円	2,333,403千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において１銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,096,449	5,096,449	—
(2)未収委託者報酬	534,748	534,748	—
(3)未収運用受託報酬	13,102	13,102	—
(4)投資有価証券	2,018	2,018	—
資産計	5,646,318	5,646,318	—
(5)未払手数料	319,565	319,565	—
(6)その他未払金	62,477	62,477	—
(7)未払法人税等	206,238	206,238	—
(8)未払消費税等	38,518	38,518	—
(9)未払事業所税	2,007	2,007	—
負債計	628,807	628,807	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1 年以内	1 年超
(1) 預金	5,096,091	5,096,091	—
(2) 未収委託者報酬	534,748	534,748	—
(3) 未収運用受託報酬	13,102	13,102	—
合計	5,643,942	5,643,942	—

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	6,105,781	6,105,781	—
(2)未収委託者報酬	472,704	472,704	—
(3)未収運用受託報酬	7,811	7,811	—
(4)投資有価証券	2,479	2,479	—
資産計	6,588,776	6,588,776	—
(5)未払手数料	298,154	298,154	—
(6)その他未払金	49,999	49,999	—
(7)未払法人税等	236,742	236,742	—
(8)未払消費税等	60,459	60,459	—
(9)未払事業所税	2,020	2,020	—
負債計	647,375	647,375	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	6,105,476	6,105,476	—

(2)未収委託者報酬	472,704	472,704	—
(3)未収運用受託報酬	7,811	7,811	—
合計	6,585,991	6,585,991	—

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	1,032	1,000	32
小計	1,032	1,000	32
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	986	1,000	13
小計	986	1,000	13
合計	2,018	2,000	18

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	1,071	1,000	71
小計	1,071	1,000	71
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1,408	1,500	91
小計	1,408	1,500	91
合計	2,479	2,500	20

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	103,292	102,601
退職給付費用	14,918	15,713
退職給付の支払額	15,609	8,777
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	102,601	109,538

（２）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	102,601	109,538
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	102,601	109,538
退職給付引当金	102,601	109,538
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	102,601	109,538

（３）退職給付費用

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	千円 14,918	千円 15,713

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 39,525千円、当事業年度 40,250千円であります。

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
(１) 直近の積立状況に関する事項	(2018年3月31日現在) 千円	(2019年3月31日現在) 千円

年金資産の額	1,669,710,596	1,650,650,110
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額(注)	1,806,457,984	1,782,453,404
差引額	<u>136,747,387</u>	<u>131,803,293</u>
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2018年3月分) 0.0676%	(2019年3月分) 0.0746%
(3) 補足説明	上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高197,854,570千円および年金財政計算上の別途積立金61,107,182千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。	上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高180,752,834千円および年金財政計算上の別途積立金48,949,540千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	21,743	21,771
役員退職慰労引当金	5,660	5,496
退職給付引当金繰入限度超過額	31,416	33,540
未払事業税	10,663	12,019
未払事業所税	614	618
その他有価証券評価差額金	—	6
その他	3,174	3,219
繰延税金資産 小計	73,273	76,671
評価性引当額	33,605	39,043
繰延税金資産 合計	39,668	37,628
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	5	—
繰延税金負債 合計	5	—
繰延税金資産の純額	39,662	37,628

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	171,273

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	123,017

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,086,194千円 171,273千円 111,204千円 49,958千円	未払手数料	166,032千円

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	445,847千円	未払手数料	90,195千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．関連当事者との取引

（１）親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,333,403千円 123,017千円 73,481千円 49,958千円	未払手数料	135,102千円

（２）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	424,462千円	未払手数料	85,994千円

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
1株当たり純資産額	1,251,922円67銭	1,478,132円90銭
1株当たり当期純利益金額	204,886円98銭	226,218円53銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
当期純利益金額	819,547千円	904,874千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	—千円
普通株式に係る当期純利益金額	819,547千円	904,874千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 2020年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		6,369,593
前払費用		31,093
未収委託者報酬		478,906
未収運用受託報酬		4,954
未収収益		43
その他の流動資産		2,837
流動資産計		6,887,429
固定資産		
有形固定資産 * 1		74,611
建物	61,062	
器具備品	13,549	
無形固定資産		24,740
ソフトウェア	23,405	
電話加入権	959	
その他	374	
投資その他の資産		33,620
投資有価証券	1,375	
長期前払費用	3,652	
繰延税金資産	28,592	
固定資産計		132,972
資産合計		7,020,402

当中間会計期間末 2020年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		348,464
未払手数料	293,940	
その他未払金	54,524	
未払法人税等		152,591
未払消費税等		26,698
未払事業所税		1,049
前受収益		47,000
賞与引当金		57,183
その他の流動負債		3,852
流動負債計		636,840
固定負債		
退職給付引当金		112,112
役員退職慰労引当金		27,955
固定負債計		140,067
負債合計		776,907
(純資産の部)		
株主資本		6,243,618
資本金		200,000
利益剰余金		6,043,618
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	6,041,618	
別途積立金	5,560,000	
繰越利益剰余金	481,618	
評価・換算差額等		124
その他有価証券評価差額金	124	
純資産合計		6,243,494
負債・純資産合計		7,020,402

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間 自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,500,993
運用受託報酬		49,702
営業収益計		2,550,695
営業費用		
支払手数料		1,226,854
広告宣伝費		6,025
調査費		298,181
調査研究費	206,062	
委託調査費	92,118	
営業雑経費		32,947
印刷費	28,720	
郵便料	74	
電信電話料	1,379	
協会費	2,772	
営業費用計		1,564,009
一般管理費		
給料		277,335
役員報酬	31,074	
給料・手当	198,391	
賞与	1,353	
法定福利費	42,233	
福利厚生費	4,281	
賞与引当金繰入		57,183
退職給付費用		31,573
役員退職慰労引当金繰入		10,003
交際費		345
旅費交通費		544
租税公課		11,569
不動産賃借料		31,514
固定資産減価償却費 * 1		14,115
諸経費		69,113
一般管理費計		503,298
営業利益		483,387
営業外収益		
受取利息		69
受取配当金		133
その他営業外収益		289
営業外収益計		492

営業外費用		
雑損失		679
営業外費用計		679
経常利益		483,200

当中間会計期間 自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
税引前中間純利益		483,200
法人税、住民税および事業税		143,096
法人税等調整額		9,036
中間純利益		331,067

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	4,650,000	1,060,551	5,712,551	5,912,551
当中間期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	910,000	910,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	331,067	331,067	331,067
株主資本以外の項目の当中 間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	910,000	578,932	331,067	331,067
当中間期末残高	200,000	2,000	5,560,000	481,618	6,043,618	6,243,618

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	20	20	5,912,531
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
中間純利益	—	—	331,067
株主資本以外の項目の当中間期変 動額（純額）	104	104	104
当中間期変動額合計	104	104	330,962
当中間期末残高	124	124	6,243,494

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
1. 有価証券の評価基準および評価方法 2. 固定資産の減価償却の方法 3. 引当金の計上基準 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	その他有価証券 時価のあるもの：投資信託は、中間決算期末前1か月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） (1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年～50年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 2020年9月30日	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物	73,677千円
	器具備品	44,203千円

（中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日	
* 1 減価償却実施額	有形固定資産	7,555千円
	無形固定資産	6,559千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	6,369,593	6,369,593	—
(2)未収委託者報酬	478,906	478,906	—
(3)未収運用受託報酬	4,954	4,954	—
(4)投資有価証券	1,375	1,375	—
資産計	6,854,829	6,854,829	—
(5)未払手数料	293,940	293,940	—
(6)その他未払金	54,524	54,524	—
(7)未払法人税等	152,591	152,591	—
(8)未払消費税等	26,698	26,698	—
(9)未払事業所税	1,049	1,049	—
負債計	528,804	528,804	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間末（2020年9月30日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	552	500	52
小計	552	500	52
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	823	1,000	176
小計	823	1,000	176
合計	1,375	1,500	124

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	45,198

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日	
1株当たり純資産額	1,560,873円56銭
1株当たり中間純利益	82,766円79銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注)算定上の基礎	
1株当たり中間純利益	
中間純利益	331,067千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る中間純利益	331,067千円
期中平均株式数	4,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 - (1) 名称

信金中央金庫(指定登録金融機関)（販売会社）

(2) 資本金の額（出資の総額） 690,998百万円（2020年3月末現在）

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

2 - (1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

(2) 資本金の額 324,279百万円（2020年3月末現在）

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額 10,000百万円（2020年3月末現在）

・事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫（販売会社）

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【その他】

1 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について

- (1) 使用開始日を記載します。
- (2) 当ファンドのロゴ・マークを記載することがあります。
- (3) ファンドの形態等を記載することがあります。
- (4) 「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) 販売会社の名称、ロゴマークを記載することがあります。
- (6) 委託会社の名称、ロゴマーク、問い合わせ先を記載することがあります。
- (7) 受託会社の名称を記載することがあります。
- (8) 目論見書の表紙に図案を採用することがあります。
- (9) 請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨、また約款は請求目論見書に添付されている旨を記載することがあります。（交付目論見書の場合）
- (10) 金融商品取引法に定める目論見書である旨を記載することがあります。
- (11) 金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります。（請求目論見書の場合）
- (12) 当ファンドの手續・手数料等の概要を記載することがあります。
- (13) 当ファンドの購入にあたっては、交付目論見書を十分に読むべきである旨を記載することがあります。

2 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

- (1) 当ファンドに関して、委託会社が有価証券届出書を監督官庁に提出している旨。
- (2) 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、法令に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨。
- (3) 当ファンドの信託財産は、受託会社により分別管理されている旨。
- (4) 請求目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付される旨。また、販売会社に請求目論見書を請求した場合は、当該請求を行った旨を投資者が記録しておくべきである旨。（交付目論見書の場合）
- (5) 当ファンドの商品分類および属性区分、また、これらの詳細な情報を一般社団法人投資信託協会のホームページで確認できる旨。
- (6) 委託会社の情報
- (7) 当ファンドについて略称を用いることがある旨。

3 本有価証券届出書の本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

4 請求目論見書に投資信託約款の全文を記載します。

5 目論見書は電子媒体等により作成されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年6月12日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 小松崎 謙 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月29日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんJPX日経400オープンの2019年6月6日から2020年6月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんJPX日経400オープンの2020年6月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） １． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月14日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 小松崎 謙 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、

重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年1月27日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 大畑 茂

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんJPX日経400オープンの2020年6月6日から2020年12月5日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんJPX日経400オープンの2020年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年6月6日から2020年12月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １． 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。